

# 狛江市情報化アクションプラン

高度情報通信社会に向けた e - K o m a e 新改革戦略



平成19年(2007年)年4月

狛 江 市

(狛江市行政情報化推進委員会)

# 目 次

1	情報化推進の背景	
	国の動向と地方公共団体を取り巻く動き	1
2	狛江市の考え方	
	「e-Komae新改革戦略」とその位置づけ	6
3	情報化推進4つの考え方	
	：行政サービスの向上	
	狛江市ポータルサイト及び情報公開の場としてのHP	10
	住民基本台帳カードの運用	11
	地域の防災分野における情報通信の高度化	12
	地域の防犯・防災に関する情報配信サービス	13
	電子投票に関する検討	14
	生涯学習支援システムの充実	15
	：行政事務の効率化	
	行政事務の電子化によるBPR（業務改革）	16
	税総合システムの運用	17
	福祉総合システムの構築	18
	戸籍の電子化	19
	全庁的な情報共有の実現	20
	電子決裁システムの検討	21
	「狛江市アクションプラン」との連携	22
	：行政情報化推進基盤の整備	
	総合行政ネットワーク（LGWAN）との連携	23
	セキュリティポリシーの運用及び見直し	24
	コンピュータセキュリティ対策	25
	個人情報保護対策	26
	オンライン手続における認証基盤の整備	27
	情報化推進におけるインハウスアウトソーシングについて	28
	情報化施策を推進するための体制整備	29
	情報化に対応する人材の育成	30

**: 電子自治体に向けての推進**

マルチペイメントネットワークとの連携に関する検討	31
電子申告の導入に関する検討	32
オンライン利用促進	33
調達手続の電子化の推進	36

**用語説明**

# 情報化推進の背景

---

国の動向と地方公共団体を取り巻く動き

## 情報化推進の背景

### 「e-Japan」から「u-Japan」へ

国は平成 13 年 1 月に IT 戦略本部を設置し、すべての国民が IT を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会の実現に向けて、早急に革命的かつ現実的な対応を行うことで「我が国が 5 年以内に世界最先端の IT 国家になること」を目指した「e-Japan 戦略」を策定しました。

これに基づいて IT 基盤の整備に積極的に取り組んできた結果、高速インターネット等の環境整備の目標が達成されるとともに、電子商取引や電子政府関連の制度的な基盤整備も進んできました。

こうしたことから、IT 戦略本部では、「e-Japan 戦略」の目標は達成されつつあるとの認識のもと、「IT の利活用」の拡大へと戦略を進化させるため、平成 15 年 7 月に「e-Japan 戦略」を策定しています。

「e-Japan 戦略」では、「元気・安心・感動・便利」社会を実現するため、「医療」・「食」・「生活」・「中小企業金融」・「知」・「就労・労働」・「行政サービス」の国民に対して身近で重要な 7 つの分野を重点的に推進してきました。

平成 15 年 8 月 8 日に策定された「e-Japan 重点計画-2003」の中では、特定 7 分野について 97 施策、重点 5 分野について 210 施策、横断的課題として 59 施策、計 366 施策がそれぞれを担当する府省名と実施期限等が明記されて盛り込まれており、より実質的な内容になっています。

また、国民に身近な行政サービスを提供する主体である地方公共団体に対しては、次のように電子自治体構築に向けた取り組みを支援するとしています。

- ・電子自治体構築に向けた共通基盤の整備
- ・行政手続きのオンライン化
- ・地方公共団体における業務改革の促進
- ・システム構築に取り込めるようにするための環境整備
- ・IT を活用した住民参画の促進に対する支援

しかしながら、これらの目標はあくまでも通過点に過ぎず、「e-Japan 戦略」では「IT 国家として 2006 年以降も世界最先端であり続けることを目指す」としています。

これを踏まえて、平成 16 年 5 月に経済財政諮問会議においてユビキタスネット社会の実現を目標とした「u-Japan 構想」が取りまとめられ、同年 6 月には、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」が閣議決定され、ユビキタスネットワーク環境を整備し、高齢者・障害者が共に参加することができる ICT 社会を実現するため、「u-Japan 構想」を具体化するとしています。

さらに、総務省により同年 8 月には「平成 17 年度 ICT 政策大綱」が発表され、「u-Japan 構想」の具体化に向けて

- ・いつでもどこでも快適なネット利用ができる社会の実現
- ・新ビジネスや新サービスが次々に生まれる社会の実現
- ・誰もが安心・安全に暮らせる社会の実現
- ・個の活力が湧き上がる社会の実現

等の 4 つの重点的な施策が取りまとめられています。

この中では「住民の参加を得た地域活性化のための提案型の取組の推進」、「電子政府・電子自治体等の公共サービスの高度化」、「地域社会における安心・安全の確立」等で地方公共団体の果たす役割についても示されています。

また、我が国では「情報通信技術」をあらわす言葉として「IT (Information Technology の略)」が広く普及していますが、一方で国際的には「ICT (Information & Communications Technology の略)」が広く定着しています。

これから実現を目指すユビキタスネット社会においては、「人と人」のコミュニケーションだけでなく、「人とモノ」、「モノとモノ」のコミュニケーションも現実のものとなるとされています。

このように、誰でも何でも簡単にネットワークに接続することにより多様で自由かつ便利な「コミュニケーション」が実現するという点が最も重要な概念であることを踏まえて、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化するために、「u-Japan 構想」においては「ICT」の語が使用されています。

そのため、平成 17 年度の政策大綱では「u-Japan 構想」を軸に体系化したことにより、これまで「IT 政策大綱」としていたものを「ICT 政策大綱」として新たに位置づけをしています。

「u-Japan」とは 2010 年に向けて実現を目指す新たな社会のことで、「u」は「Ubiquitous (ユビキタス)」を表しています。具体的には草の根のように ICT が生活の隅々まで融け込み「いつでも」、「どこでも」、「何でも」、「誰でも」ネットワークや機器を意識することなく簡単に使えるようになる社会のことです。

そして、このようなICT基盤による成果として「Universal(ユニバーサル)」、「User-oriented(ユーザ)」、「Unique(ユニーク)」の3つの「u」が達成されることが期待されています。

「Universal(ユニバーサル)」とは「すべての人に優しい心と心の触れ合い」を意図しており、高齢者や障害者を含めて誰でも簡単にICTが使える社会を想定しています。

「User-oriented(ユーザ)」とは「利用者の視点が融け込む」ことを意図しており、供給者側の発想ではなく、利用者の利便性やニーズをより強く意識し、ニーズと強く結びついた技術やサービスが広く普及する社会を想定しています。

「Unique(ユニーク)」とは「個性ある活力が湧き上がる」ことを意図しており、画一的な社会から脱し、創意工夫により新しい社会システムやビジネスサービスが次々と創出され、個性を活かして、新たな挑戦が容易な社会を想定しています。

平成17年8月には総務省により、安心・安全なユビキタスネット社会の創設を目指して「平成18年度ICT政策大綱」が取りまとめられ、「e-Japan」の成果を基に、さらに「u-Japan」としての進化が示されています。

また、次世代ICT政策として2010年までに「u-Japan」を実現するために「u-Japan政策パッケージ」として3つの重点戦略を提示しています。

#### 1 ユビキタスネットワークの整備

「2010年までに国民の100%が高速または超高速を利用可能な社会に」

有線・無線のシームレスなアクセス環境の整備  
ブロードバンド基盤の全国的整備  
電子タグの高度利活用などの実物系ネットワークの確立  
ネットワーク・コラボレーションの基盤整備

#### 2 ICTの利活用的高度化

「2010年までに国民の80%がICTは課題解決に役立つと評価する社会に」

ICTによる先行的社会システム改革  
コンテンツの創造・流通・利用促進  
ユニバーサルデザインの導入促進  
ICT人材活用

### 3 利用環境整備

「2010年までに国民の80%がICTに安心感を得られる社会に」

ユビキタスネット社会であるが故に生じる問題やICTの利用に関する不安や障害などの「影」の部分に関する課題の強化・明確化

ICT安心・安全21戦略の推進

顕在化しつつある重要な課題への対応

ユビキタス社会憲章の制定

さらに、これらに共通する横断的な戦略として、国内にとどまらず、国際的な市場やネットワークを視野に入れた政策を推進する「国際戦略」と、重点分野の研究開発や標準化を戦略的に推進するとともに、持続的発展に向けたイノベーションを促し、国際競争力を高める「技術戦略」とがあります。

また、平成18年1月にはIT戦略本部により、「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現」を目指し、新たなIT戦略である「IT新改革戦略」が策定されました。

「IT新改革戦略」では3つの理念として

#### 1 構造改革による飛躍

ITの「新たな価値を生み出す力」や「構造改革力」で日本社会を改革

#### 2 利用者・生活者重視

生活密着型で、新たな価値が創出される社会を実現するITの推進

#### 3 国際貢献・国際競争力強化

ITの構造改革力を通じた国際貢献の推進

を掲げています。

さらに、実現すべき経済社会の具体像として

- ・活力のある少子高齢社会
- ・環境・エネルギー問題への貢献
- ・安全・安心な社会の実現
- ・行政、企業、個人の新しい姿
- ・情報格差（デジタル・ディバイド）のない社会
- ・世界に発信する誇れる日本の実現

としており、こうした社会の実現にITの力を最大限に使うことを目指しています。

平成18年7月には政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策の全容を明らかにした「重点計画2006」が策定されました。

「重点計画2006」においては、「IT新改革戦略」に掲げられた目標の実現に向けて、重点的かつ効果的な計画とするために、それぞれの分野ごとに実際の施策展開を進めるにあたっての基本とすべき考え方を整理しています。

その上で、基本とすべき考え方にに基づき、かつ、以下の要件を満たすものを、選択・集中して重点化しています。

- ・「IT新改革戦略」の目標実現に向けた方策等を具体化する施策であり、施策の目指す成果、達成期限、期待される効果等から重点的な取り組みが求められること
- ・「IT新改革戦略」の基本理念であるITによる構造改革の推進や利用者・生活者重視、競争力強化といった視点を踏まえた施策であること
- ・PDCAサイクルの中で定期的な検証等を行いながら、的確かつ強力な推進を図るとともに、必要により見直し等が行えるよう、目指す成果、達成期限等が明確なものであること

そして、同年9月、総務省はICT政策を個別施策レベルまで掘り下げ、「u-Japan政策」の総合的な推進を担保しつつ、状況に応じ重点的な取組を行う分野を定めるため、「u-Japan推進計画2006」を策定しました。

今後は、この「計画」の中で、「u-Japan政策」の進捗管理や必要に応じた施策の追加や削除等(PDCA)を行っていく予定です。

平成19年度においては「通信・放送の融合・連携の推進」を通じて情報通信産業が持つ潜在能力を最大限発揮できるような社会システムへの変革を進めるとともに「ICTによる成長力・競争力・ソフトパワーの強化」、「ICTによる安心・安全なユビキタスネット社会の実現」等について重点を置いた総合的な取り組みを進めることとするとしています。

# 狛江市の考え方

---

「e - Komae新改革戦略」とその位置づけ

## 粕江市の考え方

### 「e-Komae 新改革戦略」とその位置づけ

#### ( 1 ) e-Komae 戦略策定の背景

市では現在までに、インターネット環境等を活用した情報ネットワーク社会の到来を予想し、高速通信を可能とするため、CATVの専用回線による整備を行い、基幹部分においては光回線を使用するなどして、市の情報通信基盤の整備を行ってきました。

また、同時に市のホームページを開設して市民に対して積極的な行政情報の提供を行ってきました。

内部的には行政事務の簡素・効率化を図るために、庁内LANの構築、財務会計システムのリニューアル、全庁型文書管理システムや人事給与システム、及びパソコン一人1台体制の推進など、行政情報化推進基盤の整備を進めてきました。

また、国の「e-Japan 戦略」等の動向を踏まえ、国の「電子政府の実現」に向けた取り組みと歩調をあわせながら、市による「電子自治体の実現」に向けて、平成13年度より平成15年度までの短期的かつ優先的に取り組む施策、また、中長期的な課題について明確にするため、平成13年度においてその基本方針として「e-Komae 戦略」を策定しています。

さらに、「e-Komae 戦略」策定後の平成14年8月には住民基本台帳ネットワークが稼動するなど、IT（情報通信技術）分野の動向を考慮し、平成14年度においてはその時点の行政を取り巻くIT分野の変化をもとに「e-Komae 戦略」の見直しを行い、改訂を行っています。

#### ( 2 ) e-Komae 戦略 の策定について

「e-Komae 戦略」の目標到達期限である平成15年度においては「e-Komae 戦略」策定時よりもさらにITが発達し、また、市民のインターネット環境の普及率も上がっており、市ではこれらのITの利活用を進めることにより、行政事務の見直しによるさらなる業務の簡素・効率化を図り、インターネットを利用した手続等のオンライン化への対応や、行政への住民参画の促進を図ることが必要になると考えました。

そのため市では平成16年度において「e-Komae 戦略」の考え方を引き継ぎながらも、その内容を見直し、平成16年度から平成18年度までの新たな基本方針として「e-Komae 戦略」を策定しています。

「e-Komae 戦略」では、国の「e-Japan 戦略」の考え方に基づいて、IT の積極的な活用により「24 時間 365 日ノンストップ・ワンストップ」の行政サービスの提供と行政部門の業務効率向上を目指し、それを可能にするための基盤整備とアウトソーシングの積極的活用、情報化に対応した人材の育成を図り、「行政サービスの向上」、「行政事務の効率化」、「行政情報化推進基盤の整備」の3つの到達目標に基づいて実施していくこととしています。

### (3) e-Komae 戦略 の改訂について

国は 2005 年までに「世界最先端の IT 国家」となることを目指し様々な施策を行ってきましたが、インフラ面を中心に達成は目前として、今後は 2010 年までに実現することを目的とした「ユビキタスネットワークの整備」、「ICT の利活用の高度化」、「利用環境の整備」の3つの観点からなる「u-Japan 政策」を平成 16 年 12 月に策定しています。

平成 18 年 9 月には「u-Japan 政策」の総合的な推進を担保しつつ、状況に応じて重点的な取り組みを行う分野を定めた「u-Japan 推進計画 2006」を策定しています。

国の「u-Japan 政策」に基づいて、市の情報政策の中でも電子自治体の重要度が増していくと考えますが、現時点においては電子自治体に向けての取り組みが十分であるとは言えません。

今後は、平成 18 年 7 月に総務省が作成した「電子自治体オンライン利用促進マニュアル」に基づき、現在、市が参加している「東京電子自治体共同運営サービス」を活用し「電子自治体化」をさらに推し進めていかなければなりません。

また、「e-Komae 戦略」に掲げた目標についても、すべてが達成できている訳ではありませんので、引き続き目標達成のためのさらなる努力が必要です。

これらのことから「e-Komae 戦略」から「e-Komae 戦略」に引き継いだ「行政サービスの向上」、「行政事務の効率化」、「行政情報化推進基盤の整備」の3つの到達目標に「電子自治体へ向けての推進」を重点目標として加え、「e-Komae 戦略」を改訂し、平成 19 年度より平成 21 年度までの新たな基本方針として「e-Komae 新改革戦略」として、以下の4つの到達目標に基づいて実施していくこととします。

行政サービスの向上

行政事務の効率化

行政情報化推進基盤の整備

電子自治体へ向けての推進

#### (4) セキュリティについて

現在はインターネットが身近なものになり、行政においても積極的にインターネットを活用していますが、それに伴って個人情報の漏えい、不正アクセスやコンピュータウイルス、スパイウェア等の様々な問題が生じており、これらの脅威に対する対策が必要です。

破壊活動が主であったウイルス等の活動も現在では端末に保存されているクレジットカード番号や口座番号等の金融情報、パスワード等の情報収集活動など、脅威の内容が変化しており、スパイ型の攻撃として地方自治体の所有する情報資産を目的としたウイルス等も発生しています。

このような脅威から市の保有する重要な情報資産を保護していくことが最優先かつ最重要な課題と考え、常にセキュリティ関連の情報を収集し、これらの脅威に対する素早い対応を行うことが必要となります。

また、職員一人ひとりが情報セキュリティポリシーに定められた事項を遵守し、情報資産保護についての基本的な知識や、必要となる情報セキュリティ対策について個人レベルで身につけ、個人情報等の情報資産を適正に取り扱うことが重要です。

(5) 「e-Komae 新改革戦略」の見直しについて

「e-Komae 新改革戦略」は市における情報化推進施策について、その方向性を明確にし、実行するための基本的な考え方を示したものです。

また、現段階において明確にできない情報化推進施策についても、可能な限り、その方向性を示すことに努めました。

しかしながら I C T 分野を取り巻く環境の変化は非常に急激です。

このため、この「e-Komae 新改革戦略」策定後においても、社会状況や I C T 環境の変化を考慮しながら、随時、必要な見直しを行っていくものとします。

その上で「e-Komae 新改革戦略」の到達目標の期限となる平成 21 年度において、現在の汎用機を中心としたシステムの最適化の研究を進めるとともに、新たな「情報化アクションプラン」の策定を検討することとします。

# 情報化推進の4つの考え方

---

:行政サービスの向上

:行政事務の効率化

:行政情報化推進基盤の整備

:電子自治体に向けての推進

## 「e-Komae 新改革戦略」の個別事項

### : 行政サービスの向上

狛江市ポータルサイト及び情報公開の場としてのHP  
住民基本台帳カードの活用  
地域の防災分野における情報通信の高度化  
地域の防犯・防災に関する情報配信サービス  
電子投票に関する検討  
生涯学習支援システムの充実

### : 行政事務の効率化

行政事務の電子化によるBPR（業務改革）  
税総合システムの運用  
福祉総合システムの構築  
戸籍の電子化  
全庁的な情報共有の実現  
電子決裁システムの検討  
「狛江市アクションプラン」との連携

### : 行政情報化推進基盤の整備

総合行政ネットワーク（LGWAN）との連携  
セキュリティポリシーの運用  
コンピュータセキュリティ対策  
個人情報保護対策  
オンライン手続における認証基盤の整備  
情報化推進におけるインハウスアウトソーシングについて  
情報化施策を推進するための体制整備  
情報化に対応する人材の育成

### : 電子自治体に向けての推進

マルチペイメントネットワークとの連携に関する検討  
電子申告の導入に関する検討  
オンライン利用促進  
調達手続の電子化の推進

【 : 行政サービスの向上】

狛江市ポータルサイト及び情報公開の場としてのHP

狛江市では平成 12 年度にホームページを開設してから、必要な情報を迅速かつ的確に発信することができるインターネットの特性を活かして、市民や地域への情報提供の場としてホームページの内容の充実を図ってきました。また、平成 18 年度にはライフイベントごとによるメニューの再構築や検索機能の充実、イベントカレンダーの新設等により、利用者がその目的を容易に達成できるよう、使いやすさを考慮したホームページにリニューアルしました。

今後は電子自治体が本格的に稼働し、現在運用している施設予約システムや、電子申請・電子調達等のようにインターネットを通じて提供される行政情報や行政サービスが増えていくことが予想されるため、連携の充実等、ポータルサイトとしてのさらなる環境整備を行っていきます。

また、今後検討すべき課題として

地域 SNS 等の活用により市民と行政の双方向性コミュニケーションを充実させること

市のホームページを閲覧できる端末は図書館で整備している利用者用インターネット端末がありますが、今後も公共施設等でホームページの閲覧ができるようにし、デジタルデバイドの改善等を行うこと

広く普及している携帯電話に対応したホームページを検討すること

等が考えられます。

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
ポータルサイトとしての充実	運用及び充実 		
ホームページの内容の充実	運用及び充実 		
今後考えられる課題の検討	検討 		

【 : 行政サービスの向上】

住民基本台帳カードの運用

平成 15 年 8 月より住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」）の第二次稼働が始まり、区市町村ではＩＣチップを用いた住基カードを発行しています。

このカードにより、住民は全国どこの区市町村でも住民票の写しの交付を受けることができ、転出入の手続きが簡単になるサービスを受けることができます。

さらに、住基カードには公的個人認証サービスにより発行された電子証明書等を保存することができます。

住基カードで使用されているＩＣチップのメモリ容量は従来の磁気ストライプ型のカードに比べて大きく、住基ネットサービス利用エリア以外にも空き領域があるため、この空き領域に区市町村が条例によって独自にアプリケーションを複数追加搭載することが可能になっています。

また、住基カードの空き領域には発行元の区市町村が許可したアプリケーション以外は搭載することができない仕組みとなっています。

住基カードの利用方針について総務省では、区市町村自らが提供するサービスのみではなく、他の区市町村や都道府県、その他の機関が提供するサービスについても、住民の利便性と行政の合理化に資すると認められる場合については協定等を締結して条例で利用目的として定めることができるとしています。

市では平成 14 年 3 月にＩＴ装備都市実験事業に参加し、施設予約システム及び証明書の広域交付サービスにおいて狛江ＩＣカードの実証を行いました。

その実績と反省点を踏まえながら、現在、市で発行している印鑑登録証兼市民カード等のカード及び狛江ＩＣカードについても、今後住基カードへの統合や独自サービスの提供についても検討をしていくものとします。

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
市での住基カードの 独自サービスの検討	検討		

【 : 行政サービスの向上】

地域の防災分野における情報通信の高度化

消防防災分野における情報通信の高度化について、画像、データ伝送等の通信を高度活用するためのデジタル化や、災害時の通信確保のための衛星通信の活用を推進することが挙げられますが、現状においては狛江市の財政状況と市の面積が小規模という状況を踏まえながら検討を行っていくこととします。

災害時において市民の避難場所になりうる、市の公共施設や教育施設に設置してある端末を活用し、個々の施設において情報収集や情報発信などの対応ができるように防災情報ネットワークシステム等の検討を行います。

防災無線に関しては現在、アナログ波とデジタル波を併用していますが、防災計画の見直しとともに、電波の干渉等による難聴改善及び画像データの送信を含めた通信機能の向上を図るためデジタル波への移行を検討していくものとします。また、緊急地震速報・気象警報等の緊急情報を、防災行政無線を利用して市民に瞬時に伝達する全国瞬時警報システム（J - A L E R T）の導入を検討します。

基本的なことから、災害時における被害を最小限に抑えるためには、日常的な備えや心構えが特に重要となります。そのため、市では市民や事業所に対して防災情報や避難場所情報などを、ホームページ等を通じて提供していきます。

項 目	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度
全体構想・計画の策定	検討		
防災無線のデジタル化の検討	検討		
J - ALERT 等、緊急地震速報の検討	検討		

【 : 行政サービスの向上】

地域の防犯・防災に関する情報配信サービス

昨今、児童の連れ去り等、子どもが被害に遭う痛ましい事件が多発しています。その結果、身近な生活環境である地域の安心・安全について市民の関心が高まっています。

狛江市では地域の安全・安心を確立するために、平成 17 年度から地域安心安全情報システムを活用し、防犯・防災に関する情報をメールで配信する「こまえ安心安全情報ネット」サービスを開始しました。

「こまえ安心安全情報ネット」で不審者情報などの防犯情報、火災情報や防災情報などを提供し、市民が地域の安心・安全情報に関心を持つようになることで、犯罪の抑止力となったり、緊急時に的確な行動が取れ二次災害を防ぐことができるようになると考えられます。

また、自治会や町内会、学校などのグループで、安心・安全に関わる情報のやり取りを行うことで、参加者同士の交流から希薄になりつつある共同体意識が再構築され、地域の活性化を促すことが考えられます。さらに、自分たちが住む地域の安心・安全の確立のために、防犯パトロール、ボランティア活動など社会貢献活動の掘り起こしが促進され、まちづくりや環境改善等の推進に役立てることができま

す。今後は、地域の安心・安全に関わる情報の拡充を図りつつ、地域安心安全情報システムのより幅広い活用を検討します。

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
「こまえ安心安全情報ネット」サービスによる地域の防犯・防災に関する情報の配信	稼働		
地域安心安全情報システムの更なる活用	検討		

【 : 行政サービスの向上】

電子投票に関する検討

狛江市では平成 13 年度の選挙より、パソコンを利用した選挙（投票）事務支援システムを導入して投票事務の迅速性・正確性の確保に努めてきました。

国は平成 11 年 7 月に「電子機器利用による選挙システム研究会」を設置し、その研究会による本格的な検討により、平成 14 年 2 月には「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」が制定され、地方自治体の選挙事務において電子投票の導入が可能になりました。

国では電子投票を以下の 3 つの段階で捉えています。

第 1 段階：選挙人が指定された投票所において電子投票機を用いて投票する段階

第 2 段階：指定された投票所以外の投票所においても投票できる段階

第 3 段階：投票所での投票を義務づけず、個人の所有するコンピュータ端末で投票する段階

これに基づき、平成 14 年 6 月には日本で初めて岡山県新見市の市議会議員及び市長選挙において日本初の第 1 段階による電子投票が行われ、電子機器利用による投票事務に一定の評価を上げています。

狛江市においても、国や都の動向、また先行実施団体の状況を踏まえながら、有権者の使い勝手のよさを最優先として、有権者の投票が正確かつ迅速に投票結果として反映させることができるように、現在、最も現実的である第 1 段階による電子投票を含め、現在行っている選挙（投票）事務支援システムの仕組みについて検討を行っていくこととします。

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
選挙事務支援システム	運用		
国や都の動向把握 先行実施団体の事例研究	調査・確認・検討		

【 : 行政サービスの向上】

生涯学習支援システムの充実

現在、市民の日常生活のあらゆる分野において、インターネット等の情報通信技術を利用するサービスが定着しつつあります。

このような高度化された情報通信技術を活用しながら、社会教育施設等をネットワーク化することにより、学習活動、施設利用等に関する情報を一元管理して、電話やインターネット等の様々なメディアを利用した情報提供を行ったり、施設利用予約等の簡便化を図ることが必要になります。

同時に、いつでも、どこからでも利用状況の確認や施設利用予約ができるシステムを構築し、市民サービスを向上させていくことが必要になります。

狛江市では平成 13 年度末より、インターネット環境を使用して自宅のパソコンから利用することができる施設予約システムを稼動し、市民が自宅に居ながらにして施設予約・空き情報の検索などができるようになりました。

同時に個人の自宅にインターネット環境がない場合を想定して、市内 4 箇所に情報キオスク端末を設置し、そこから同様のことが行えるようにしました。

平成 14 年 8 月からは図書館のホームページを開設し、資料検索・図書予約・新着案内等のサービスをインターネット上で受けられるようになりました。

今後は、平成 19 年度に施設予約システムのリニューアルを行い、利用者の誰もが容易に使えるよう、ウェブ・アクセシビリティ指針に配慮し、人にやさしいデザインを取り入れたシステムへと更新していきます。

また現在、国や都が進めている地域の有形・無形の文化財等をデジタル情報として保存・継承していき、誰もが閲覧できる状態にしていくデジタル・ミュージアム構想について、市では国や都の考え方に沿ってデジタル・コンテンツの製作に協力していくこととします。

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
施設予約システム	充実 		
図書館ホームページ	充実 		
デジタル・ミュージアム構想	コンテンツ製作への協力 		

【 : 行政事務の効率化】

行政事務の電子化による B P R ( 業務改革 )

B P R ( Business Process Reengineering ) とは、「コスト、品質、サービス、スピードといった、重要かつ現代的な評価尺度を使って業績の劇的な改善を達成するための、ビジネスプロセスについての根本的な見直しと劇的なデザイン変更」と定義されています。

現在の行政事務を電子化するにあたっては、単にこれまでの手法を引き継ぐのではなく、事務の内容、事務の流れ、さらには組織構造を分析し、最適化することが必要です。その上で、既存 A S P 及び業務用パッケージシステムの活用やアウトソーシングの活用、及び他の市区町村との共同開発・共同運営等を行うことにより、簡素で効率的なシステムを構築していくことが重要です。

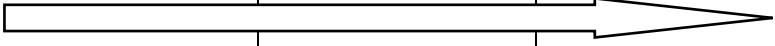
行政事務の電子化にあたっては、業務用のパッケージシステムの導入が考えられますが、導入の際にはパッケージシステムの持つ標準的な機能を優先し、これまでの処理プロセスを抜本的に見直した上で、その処理の中で必要な独自性としてカスタマイズを検討し、行ってきました。

これにより、事務処理の効率化とシステム導入時のコストの削減を図ることができ、システム稼働までの時間を短縮することが可能となります。

また、今後は電子申請に代表されるような、外部とのインターネット環境や庁内ネットワークを活用する業務も考えられるため、ネットワーク化に対応した業務の抜本的な見直しも同時に行っていきます。

B P R は、行政事務の効率化においてとても重要なことですが、市の事務を変更することによる市民への負担が生じないように配慮しながら行っていきます。

項 目	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度
事務の電子化による B P R	現状把握・課題抽出 方向性の明確化 行動計画・実施		



【 : 行政事務の効率化】

税総合システムの運用

従来の狛江市税システムは毎年改正される税法に対応するため、システムが肥大化し、柔軟性に欠けるシステムとなっていました。

事務の効率化や質的效果の向上を図るために、税システムの抜本的な見直しを行い、オンラインシステムを構築し、平成 18 年度より稼働を始めました。

税総合システムの構築により、オンラインによる即時課税更正やスムーズな税証明の発行が可能となり、利便性を高めることができ、将来的には電子申請や電子申告等に対応することが可能になりました。

さらに、課税資料の電子化による保管場所の問題の解消や、職員が手作業で行っていた処理の効率化・省力化を実現しています。

もう一方で市の歳入の中心となる税収について、リアルな課税状況等によるデータ分析やシミュレーションを行うこともできるようになるため、より正確な財政計画の策定も可能な、市の財政基盤整備の一角をなすシステムとなります。

今回、税システムでは各税業務の基本になる税共通の宛名システムを導入し、業務ごとに作成していた宛名及び口座の管理を統合化しました。

今後は、税業務における電子申告に関して、申告等のインターフェイスをシステム的に取り入れていくか検討していきます。

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
税総合システムの運用	運用		
電子申告への対応	検討		

The diagram shows two horizontal arrows representing the duration of activities. The top arrow, labeled '運用' (Operation), starts at the beginning of Heisei 19 and extends through Heisei 21. The bottom arrow, labeled '検討' (Review), also starts at the beginning of Heisei 19 and extends through Heisei 21. The arrows are solid lines with arrowheads pointing to the right.

【 : 行政事務の効率化】

福祉総合システムの構築

(事務の現状)

福祉業務においては、平成 6 年 4 月の全庁的な組織の見直しに伴い、福祉部門においても、大規模福祉事業所への転換、福祉総合窓口の統合化、在宅サービスの一元的な提供等、市民ニーズに応えられる組織づくりを図りました。

しかしながら、頻繁な福祉制度の改正や新サービスの導入等、多様化する福祉需要に組織的、施策的に追いつくことができず、平成 13 年 7 月に福祉部から健康福祉部へ組織改正を行うことによって、少子高齢化、核家族化社会への対応、市民の健康増進を一層図ることとしました。

(市の進め方)

現在、福祉業務においては介護保険システム、生活保護システム及び保育料システム等が稼動しています。今後はさらに、福祉部門の職員の人的処理によって成り立っている高齢者福祉、障がい者福祉、保健医療、子育て支援等のシステム化を推進し、個々のシステムの連携化が必要となります。

しかしながら、これらのシステムを市が単独で最初から構築し、かつ、個々のシステムを連携させ、また、頻繁に起こりうる制度改正ごとにシステムを修正していくことは、多くの時間と費用を伴います。

そのため、平成 19 年度から総合福祉システムのパッケージを導入し、自立支援医療制度や義務教育就学児医療費助成事業等の新たなサービスや制度に対応するとともに、障がい福祉・子育て支援・医療費助成部門を総合的に管理し、保健福祉情報の一元化による事業間連携と情報の共有化、窓口相談業務への対応や効率的な各種相談・指導事業を可能としていきます。

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
福祉業務の B P R	福祉業務の見直し		
既存パッケージ等の積極的利用	稼動		
福祉制度の動向把握	動向把握		

The diagram illustrates the implementation timeline for welfare system improvements. It features a horizontal timeline with three columns representing Heisei 19, Heisei 20, and Heisei 21. Three rows of activities are shown: 1) '福祉業務の見直し' (Welfare business review) starting in Heisei 19 and continuing through Heisei 21, represented by a long arrow with a dotted outline. 2) '稼動' (Operation) starting in Heisei 19 and continuing through Heisei 21, represented by a solid arrow. 3) '動向把握' (Monitoring of trends) starting in Heisei 19 and continuing through Heisei 21, represented by a long arrow with a dotted outline.

【 : 行政事務の効率化】

戸籍の電子化

(事務の現状)

現在、市で行っている戸籍事務において、戸籍原票は戸籍担当職員によりタイプライター等で戸籍原票用の和紙に記載し保管され、市民の戸籍謄抄本請求の際には窓口職員がコピーをして手作業によって発行しているのが現状です。

戸籍の記載は戸籍担当職員による手作業のため、記載が終了し市民の請求に対して戸籍謄抄本が発行できるようになるのに、多くの時間が必要となっています。

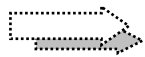
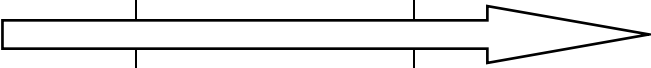
また、戸籍謄抄本の発行の際についても、窓口職員が戸籍原票をコピーした後に認証印を押す等、手作業で出しているため、発行までに時間がかかっています。

これまでも担当職員により処理の見直しを行い、戸籍事務の効率化及び迅速化を図ってはいますが、手作業の部分が多くを占めるため大幅な時間の短縮には至っていません。

(市の進め方)

国は平成 6 年 12 月に「戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律」を施行し、法務大臣の指定する市町村長は、法務省令の定めるところにより戸籍事務の全部又は一部を電子情報処理組織によって取り扱うことができるとなっています。

市においても、戸籍事務のオンライン化を図ることで、市民にとっては証明発行までの待ち時間の短縮、読みやすい証明とすることによる正確性の確保、及び事務の省力化等を行うことによる職員の負担軽減に繋がることから、平成 19 年度から戸籍システムを導入していきます。

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
戸籍業務の B P R	戸籍業務の見直し 		
戸籍システム導入	稼動 		

【 : 行政事務の効率化】

全庁的な情報共有の実現

(事務の現状)

市では、平成 12 年 8 月より庁内 LAN を用いた内部情報統合システムを稼動し、さらに平成 17 年度にはグループウェア等の機能のレベルアップを行いました。この内部情報統合システム上では、庁内掲示板や、職員のスケジュール管理、会議室の予約、庁内メール、さらに職員意識の向上のために情報共有サイトにおいて、接遇向上や職員フォーラム等のコンテンツを提供し、職員の間での情報の共有化が行われています。

(市の進め方)

今後も、これらの内部情報統合システムを活用し、業務の効率化と業務のノウハウを共有し、さらに情報の共有化を図ることで、市民サービスの均質化を進めていくことが必要です。

現在は、管理部門のほぼすべての職員に対し一人 1 台パソコンが配置されています。今後は、「狛江市アクションプラン」に基づき歳出を抑制している現状でもあることから情報の共有化と事務の効率化の観点から、外部職場を中心にパソコンの配置について見直しを進めていきます。

また、今まで情報課にて行っていたホームページのページ作成について、業務の担当者が行うことが可能になりました。これにより、必要に応じてリアルタイムにホームページ上の必要な情報を更新することができ、市民に対して常に最新の情報を提供することができます。平成 18 年度にはアクセシビリティやユーザビリティを考慮したホームページにリニューアルを行いました。

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
職員による ホームページの作成運用	運用		
業務ノウハウや 職員意識の共有	充実		
庁内メール活用 による情報伝達	充実		

【 : 行政事務の効率化】

電子決裁システムの検討

(事務の現状)

市では、内部情報統合システムとともに平成 12 年 8 月に文書管理システムが稼動し、文書の收受、作成から決定、保存及び廃棄までの一連の手続を電子化し、一元的に管理できるようになりました。

しかしながら、現在、起案文書等の決裁の際には、用紙にプリントアウトして、紙ベースでの処理が行われています。

また、財務会計システムにおいても同様に、伝票については紙ベースでの処理を行っています。

(市の進め方)

今後、市では電子決裁システムの導入について、国や都の事例、また先行実施団体の事例を踏まえながら検討をしていきます。

電子決裁を行うことで紙資源の省資源化や、文書・財務会計事務の効率化、決裁行為の迅速化を図ります。

電子決裁の導入に関しては、「下された決裁が本当に決裁権者本人によってなされたものか」という認証と、「文章が途中改ざんされていないか」といった原本性の保証が必要になると考えられることから、その基盤体制についても同時に検討していきます。

また、平成 15 年 10 月より稼動を始めた L G W A N の文書交換システムにおける稼動実績をもとに、文書管理システムとの連携についても検討していきます。

項 目	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度
電子決裁システムの導入	検討 		
既存文書・財務会計システムとの連携	検討 		
L G W A N との整合性	検討 		

【 : 行政事務の効率化】

「狛江市アクションプラン」との連携

狛江市では収支均衡型の行財政基盤を確立するために、平成 18 年度にアクションプランを策定し、中期的な予算管理を行いながら行政運営を進めています。その中で、職員数については定年退職者の不補充や、再任用職員・嘱託職員・臨時職員等の多様な雇用形態の活用によって定員適正化を図り、平成 22 年度時点での職員数を 467 人とすることとしています。そして、今後は行政サービスの向上を図りつつ、財政負担を軽減していくことが強く求められてきています。そのため、効率化を図る観点から業務の見直し及びシステム化等を検討していきます。

また、正規職員以外の多様な雇用形態の職員が業務を行うことを踏まえ、より一層の庁内の環境整備が必要となります。多様な雇用形態の方々に対して正規職員と同様に一人 1 台パソコン体制を整備するか、情報リテラシーや情報セキュリティに関する研修をどのように行っていくか、という点も今後の検討課題です。

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
パソコン配備	検討		
外部接続環境	検討		
内部環境整備	庁内 LAN 環境の見直し		

【 : 行政情報化推進基盤の整備】

総合行政ネットワーク（L G W A N）との連携

総合行政ネットワークとは、国の霞ヶ関W A Nと全国約 1,800 あるすべての地方自治体内のネットワークを相互に接続し、公文書交換や情報提供等のサービスを相互に行うことによって全国的な行政情報化の推進を図っていかうとするものです。

これにより、国と区市町村との間で、行政内部の公文書の電子的な交換等が可能となり、今後は補助金の申請事務への活用など自治体主導のもとで自治体間の様々な行政サービスを展開することが可能になり、また自治体間での共同運営の基盤となるなど、迅速で効率的な行政事務につながるとされています。

L G W A Nに関して市では、すでに関係法令の見直しを終えて、平成 15 年 10 月より稼働をしています。

また、稼働時の実績を踏まえて、今後はさらに文書管理システムとの連携を考え、電子文書の規格、書式の検討を行うこととします。

また、L G W A N - A S Pを活用し、品質及びサービスのレベルの高いアプリケーション及びリソース等を地方公共団体間で共同利用することで、地方公共団体が独自にシステムを構築するよりも、安価にシステムを導入・運用することが可能となります。

今後、L G W A N環境を使用した住民サービスの運用が増えることを考えると、これに合わせた環境整備も同時に必要になります。

項 目	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度
L G W A N	運用		
文書管理システム との整合性	検討		
L G W A N - A S P の活用	検討		

【 : 行政情報化推進基盤の整備】

セキュリティポリシーの運用及び見直し

これまで、これほどパソコンが普及していなかった時代には、市の行政活動において、情報システムを利用した業務はホストコンピュータを使用して、情報システム部門の職員により情報処理業務を行うことが一般的であり、外部との情報交換は紙や口頭で行うことが主でした。

このような状況下においては、基本的に情報セキュリティ対策は一元的に行うことが可能でした。

しかし現在は、パソコンが急激に普及し、職場や個人においてもパソコンを利用して情報処理業務を行い、さらに個々のパソコンから全世界的なネットワークに接続できる環境となりました。

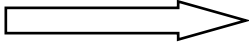

このような高度にネットワーク化した情報システムに対して、従来の管理体制、物理的・技術的な安全対策では十分な情報セキュリティを確保できない状況になってきています。

このような高度なネットワーク化は、情報システム全体を不安定にする側面があります。しかし、ネットワーク化したシステムを適切に管理し、情報セキュリティを確保することができれば、むしろ大きな利便性を提供することができ、また実際に大きな利便性を提供しています。

このことを踏まえて、情報セキュリティの確保のために情報の取り扱いについて組織としての意思を統一し、明文化した方針である情報セキュリティポリシーを平成 16 年度に策定しました。

しかし、セキュリティポリシーは策定するだけでは意味をなさないため、策定後は職員研修や「情報化リーダー」により周知し、情報システム利用者の情報セキュリティに対する意識向上を図っていきます。

また、総務省により平成 18 年 9 月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改定されたことを踏まえ、狛江市情報セキュリティポリシーの改定についても、準備していくこととします。

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
セキュリティポリシー 基本方針	セキュリティポリシーの運用 	セキュリティポリシー 改定準備 	

【 : 行政情報化推進基盤の整備】

コンピュータセキュリティ対策

近年の情報通信技術の進展に伴い、インターネットや電子メールの普及によりクラッカーによる攻撃や不正アクセス、ウイルス感染によるデータの破壊や内部電子情報の流出などの犯罪が増えてきています。

しかしながら、行政事務の効率化、HPによる情報公開等、外部とのネットワーク接続は切り離して考えることはできません。

今後、電子申請・電子交付などのインターネットなどを利用して行政事務を行うことを考えるとよりいっそうのセキュリティの強化が必要になります。

ネットワークを通じての外部からの侵入に関しては現在、ファイアウォールやシステム監視委託などの対策のほかに、アンチスパム・アンチウイルス対策とコンテンツフィルター導入によるセキュリティの強化を行っていきます。今後はさらに人的セキュリティの観点から職員のセキュリティ意識の向上など、外部からの攻撃のみではなく内部からの情報漏えい等にも対応できるようなセキュリティ対策が必要です。

また、現在は外部からのネットワークの攻撃に対しての監視・防御は監視に関してのみ専門業者に委託しています。これらの業務はネットワークを通じて様々な業務を行うことを考えると高度な知識が要求されます。そのため、将来的には完全なアウトソーシングによって専門家によるセキュリティ監視が必要になると考えられます。

内部からの情報漏えい等の問題に関しては、策定された狛江市セキュリティポリシーにより責任の所在を明確にし、情報システム部門と各課におかれた「情報化リーダー」との連携によってセキュリティの運用を行っていきます。

項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
コンピュータ セキュリティ	セキュリティ対策の徹底		
	システム監視運用		
システム監視 アウトソーシングの検討			

【 : 行政情報化推進基盤の整備】

個人情報保護対策

狛江市においては、昭和 63 年に電子計算組織及び行政情報機器の適正な管理運営を確保するとともに、個人情報の保護を図るために「狛江市電子計算組織管理運営規則（以下「電算規則」）」を制定することにより、市民の個人情報の保護に努めてきました。

これからの情報通信技術の進展により、従来にも増して市民の個人情報の保護が最優先の課題であるといえます。

このため市では「狛江市個人情報保護条例」の改正、整備を行い個人情報の保護にいっそう努めています。

電算規則が制定された当時は、行政事務をコンピュータにより行い、大量のデータの処理・保管をするうえで不適正な利用が行われたり、個人情報が流出した場合の影響を考慮して、システムと外部との結合を禁止することにより、通信回線を介した個人情報の不当な利用や改ざん等から市民の個人情報を守るということに重点を置いていました。

現在は情報通信技術の進展及び市内 LAN やインターネット環境などの整備により、ネットワークに接続しているコンピュータを業務で使う機会が増えています。そのため、外部からの攻撃のみならず内部からの個人情報の漏えいを含めて、よりいっそう個人情報の保護を図る必要性が高まっています。

このため、将来の高度情報化社会において行政事務の電子化によって市民の便宜を図りつつ、市の様々な行政事務における個人情報の保護のために、電算規則、個人情報保護条例、セキュリティポリシーに基づいて、これまで以上に万全の措置を図ることが必要です。

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
個人情報保護対策	関係条例等による運用		
	セキュリティポリシーの運用		

【 : 行政情報化推進基盤の整備】

オンライン手続における認証基盤の整備

申請・届出といった手続を自宅のパソコン等を使ってオンラインで行う場合、地方公共団体が発信した電子的文書が真に当該地方公共団体によってなされたものか、また、申請者が発信した電子的文書が真に当該申請者からなされたものかを確認するために、地方公共団体には組織認証基盤（L G P K I）、申請者個人には公的な個人認証基盤が必要となります。

市では平成 15 年 10 月に L G W A N に接続し、平成 16 年 4 月に L G P K I を整備しました。

今までは申請者が本人であるという確認をするために押印や身分証の提示等の確認作業を窓口で行っていました。オンライン手続を行う上では、これらの確認作業を電子的に行う仕組みである公的個人認証が必要になります。

現在、公的個人認証に関しては、「電子署名及び認証業務に関する法律（電子署名法）」及び「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（公的個人認証法）」が法的に整備され、平成 16 年 1 月より住民基本台帳カードを使用した公的個人認証サービス（J P K I）の利用が可能となっています。

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
組織認証基盤	運用 		
公的個人認証サービス	運用 		
電子自治体共同運営協議会	運用 		

【 : 行政情報化推進基盤の整備】

情報化推進におけるインハウスアウトソーシング（一部外部委託）について

近年のIT分野の発展は著しいものがあり、その知識や技術を市職員が常に把握して、システムを開発・運用・管理することは困難です。また、従来のホスト型業務だけではなく、クライアントサーバ方式によるシステム等、システムの形態が多岐にわたるため、今後はシステムの開発や運用管理については、高度な知識と技術を有した専門業者にアウトソーシングしていくことが必要になります。

その中でも情報システム部門が行っている業務についてはインハウスアウトソーシングで対応していくことが有効であると考えます。

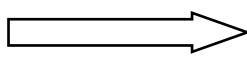
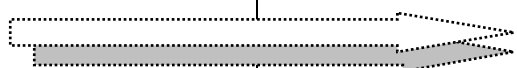
現在は情報システム部門の職員により、システムの開発・運用・管理すべてを行っています。

しかし、システム開発に関しては、その業務の知識のみならず、プログラミングの高度な知識及び技術が必要となるため、情報システム部門の職員が引き続き開発を続けていくのは困難となりつつあります。

インハウスアウトソーシングは業務及びシステム開発の高度な知識・技術をもったSEを常駐させることにより、業務を外部で委託処理を行わず庁舎内で処理をし、情報システム部門の職員にその技術のノウハウを蓄積させることができます。

つまり、既存の電算資産を活用することで、システムの開発・運用・管理及びデータをすべて庁舎内で行うことができ、完全なアウトソーシングに比べて担当課の要望に対して細かい運用を行うことができ、個人情報を含むデータの取り扱いを適切に管理することができます。

市では現在、専門業者の常駐SE1名によるインハウスアウトソーシングを行うことにより、常駐SEの業務支援及び技術指導を受けていますが、これをさらに充実させていくことが必要であると考えます。

項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
インハウス アウトソーシング	インハウス アウトソーシングの運用 	インハウス アウトソーシングの充実 	

【 : 行政情報化推進基盤の整備】

情報化施策を推進するための体制整備

市の限られた予算の中で、組織の壁を越えて、全庁的に情報化施策を推進していくためには、最高情報統括責任者（C I O : Chief Information Officer）を支え、全庁的な情報化を推進するための体制を整備していかなくてはなりません。

行政情報化推進委員会は行政事務の情報化推進に関する取組みを全庁的に調整し、一体のものとするための命令機関としての機能を果たしてきましたが、今後、電子自治体化の全庁的な推進においても中心的な役割を積極的に果たしていくこととなります。

また、前述したように、進展の著しいI C T分野の知識や技術を市職員が常に把握して、システムを管理、運用することは困難になりつつあります。今後はシステム開発や運用管理を専門業者にアウトソーシングしていくことを考えていく必要があると思われます。

その中で、I C T分野において専門的な技術や知識を持ち、C I Oを支えるC I O補佐官の外部からの招聘についても同様に検討を進めていきます。

情報システム部門については最新の技術の動向を把握した上で、主管課からの要望に基づいて業者を適切にマネジメントできる人材としての強化を図ります。

現在、情報システム部門が扱っている業務は、ホスト業務の運用、新規業務システム開発及びメンテナンス、庁内L A N及び内部情報システムの管理・運用、情報化政策の推進に関することなど多岐にわたります。

そのため、情報システムの最適化に向けた情報政策のあり方など、情報化政策の推進に関することを情報システム部門の業務から切り離して専門に検討していく部署を新設する必要があると思われます。

項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
情報化施策を 推進させる ための体制整備	行政情報化推進委員会の組織強化		
	アウトソーシングの検討		
情報化政策推進部門の検討			

【 : 行政情報化推進基盤の整備】

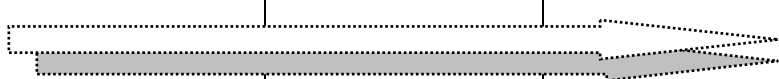
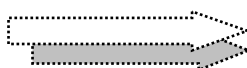
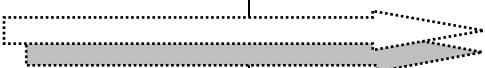
情報化に対応する人材の育成

現在、パソコンが広く一般に普及し、職場や個人においてもパソコンを利用して情報処理業務を行い、さらに個々のパソコンから全世界的なネットワークに接続できる環境が整ってきました。ネットワークとの接続は大きな利便性を持ちますが、一方で外部からの攻撃にさらされたり、個人情報等を流出させる危険性を伴っています。

しかし、事務の効率化、市職員間での情報の共有、また総合行政ネットワーク(LGWAN)との接続や、文書の電子決裁の体制、将来的な電子自治体としての基盤の構築を考えるとパソコンの利用は不可欠です。

そこで、情報化に対応した職員の育成のため職員研修などによって計画的に人材の育成を行い、情報リテラシーの向上及び情報セキュリティや個人情報の保護に対する意識向上を図ります。

また、庁内LAN、職場でのシステム、セキュリティポリシー等を的確に運用し有効活用していくために、各職場において「情報化リーダー」として職場の核となる職員を育成していきます。

項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
情報化に対応する 人材の育成	研修等の整備 		
	情報化リーダーの育成 	情報化リーダーの設置 	

【 : 電子自治体に向けての推進】

マルチペイメントネットワークとの連携に関する検討

マルチペイメントネットワーク（以下「MPN」）とは、市などの収納機関と金融機関をネットワークで結ぶことにより、利用者は金融機関の窓口の他、ATM・携帯電話・パソコン等の各種チャネルを利用して、「いつでも」、「どこでも」使用料・税金等の支払ができ、市などの収納機関に対しては、収納済データが即時に通知されるようになります。

金融機関が中心となって設立された「日本マルチペイメントネットワーク運営機構」では平成16年1月から「Pay-easy 収納サービス」としてこのサービスを開始しており、東京都では、一部の料金・手数料等の支払いにおいて、Pay-easy 収納サービスによる電子納付を開始しています。

市では、国や都、他市の動向を踏まえながら、MPNの導入における法令等の整備、MPNシステム導入の検討を行っていきます。

また、電子自治体共同運営システムの中でMPN共同利用センターを運用することが検討されており、今後電子申請での活用も考えられます。そして、税のオンライン化を進めていく際にも、MPNの検討は必要不可欠です。

項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国や都、他市の動向把握	把握		
MPN導入における 法体制の整備 及び基盤整備	検討		

【 : 電子自治体に向けての推進】

電子申告の導入に関する検討

電子申告とは、税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

平成 15 年 8 月、地方公共団体による地方税電子申告システムの共同開発及び共同運営を目的とし、全都道府県・政令市によって地方電子化協議会が設立され、平成 17 年 1 月から第一次パイロット団体である 6 府県において、地方税電子申告システム（e L T A X）の運用が開始されました。

平成 18 年 4 月には 46 都道府県及び 13 政令市で法人都道府県民税、法人事業税、法人市町村民税、固定資産税（償却資産）の電子申告が可能となっています。

また、平成 20 年 1 月より、個人住民税の給与支払報告書も対象として、二次稼動をする予定となっています。

税の電子申告については厳格な本人確認が必要であること及び納税者のプライバシーそのものである申告データを送信することから、国や都、先行実施自治体の事例を踏まえながら、慎重に検討する必要があります。

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
他市、協議会の動向把握	把握		
電子申告における 法体制の整備 及び基盤整備	検討		

## 【 : 電子自治体に向けての推進】

### オンライン利用促進

高度情報通信技術の進展と安価なインターネット環境の実現により、現在、あらゆる分野でインターネット上での手続きができるようになりつつあります。

平成 18 年 1 月に IT 戦略本部において決定された「IT 新改革戦略」では、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続きにおけるオンライン利用率为平成 22 (2010) 年までに 50%以上とし、個人認証に対応した電子申請システムを、全都道府県においては平成 20 (2008) 年までに、全市町村においては平成 22 年度までに整備することとしています。

狛江市では、平成 15 年度より東京都電子自治体共同運営協議会に参加し、L G W A N - A S P により共同開発した、個人認証に対応した電子申請システムを平成 17 年 1 月に整備し、すでに各種電子申請の受付を開始しています。しかしながら、個人認証を必要とする業務の受付が検討中であることや、受付手続きが少数にとどまることなどから、利用率は低い状態で推移しています。

またホームページ上には「市長への手紙」「情報公開」「申請書ダウンロード」がすでに整備され、WEB 上での手続き（申請書はダウンロードのみ）が可能となっており、図書館では図書貸出予約・リクエストサービス、公民館では公民館施設検索・予約サービス、体育館では狛江市民テニスコート・グラウンド・広場等の検索・予約サービスが開始され、多くのご利用をいただいています。

#### オンライン利用促進の意義

オンライン申請には、以下のような様々なメリットがあります。市民の利便性を高め、行政効率を上げていくためには、オンライン申請の利用をさらに推進していく必要があります。

##### 市民に対する利便性

- ・ 24 時間 365 日、申請受付（時間的制限がない・ノンストップサービス）
- ・ 来庁することなく、申請可能（場所的制限がない）
- ・ 手続きの共通化・窓口の一本化（ワンストップサービス）  
以前はそれぞれの窓口を個別に訪れて行っていた手続きが、Web や情報キオスク端末から一度に行えるようになる。
- ・ 処理状況の照会をすることができる（行政手続きの透明性）

##### 地方公共団体におけるメリット

- ・ ペーパーレス効果  
（用紙購入、印刷、文書の保管・廃棄、文書交換、保管場所の省スペース化）
- ・ 郵送料の削減
- ・ 申請データのチェック自動化及び自動集計
- ・ データ共有の促進、検索性の向上
- ・ パンチ作業の不要化

## オンライン利用促進に向けて

狛江市では、東京都電子自治体運営協議会に参加し、共通の電子申請基盤を使用していることから、基本的にはその協議会の方針に基づいて、オンラインの利用促進を考えていく必要があります。その中で、狛江市としては、以下の点に注意しながら進めていくこととします。

### 1 全庁的なオンライン推進体制の確立

オンライン化推進に当たっては、迅速な情報の共有とともに、業務が多岐の組織に渡る場合、組織の枠を超えて業務改善の検討が必要であるため、全庁的な推進体制の確立が不可欠になります。例えば、各課横断的なオンライン推進チームを設け、積極的にオンライン化を進めていくことも考えられます。また、作業の効率的な処理や、システム的なものの見方を養うために、職員のICTリテラシーの向上も、併せて図っていきます。

### 2 申請種類の拡大

日常的に利用する手続きや、繰り返し行われる手続き等、業務に優先順位をつけてオンライン化を図ります。オンライン化に当たっては、電子証明が必要か、手数料の受け取りをどうするか、受け渡し方法をどうするか等を勘案しながら進めていく必要があります。

### 3 申請の簡略化

申請書の提出だけをオンライン化し、対面による事前説明や、膨大な添付種類を求めるのでは、業務を迅速化、簡略化する効果が望めません。オンライン化に当たっては、業務の流れ、申請項目、添付書類等の見直しを、利用者の立場に立って進めていく必要があります。

### 4 P R

オンライン申請の方法や、サービスの種類をホームページのみならず、広報や、冊子等で周知し、オンライン申請を身近なものに感じてもらう必要があります。

### 5 ユーザビリティ（使い勝手）

申請に際して、必要な説明等は Web 上に掲出し、記入例を載せる必要があります。また、入力に際して、ラジオボタンや、プルダウンメニュー等を使用し、入力支援を行っていきます。また、問い合わせ（利用者サポート）においては、FAQ（よくある質問とその回答をまとめた Q&A 集）の整備や、メールや電話での、窓口の一本化を図っていきます。

### 6 インセンティブ（動機付け）

各種のオンライン化の目途がついたときに、オンライン利用率をさらに高めるために、MPN（マルチペイメントネットワーク）の活用や、手数料の割引も考えていきます。

7 その他

- ・オンライン申請を補完するものとして、ホームページから必要な書類をダウンロードできるものを随時増やしていきます。
- ・アクセス手段をもたない市民等のために、公共施設に端末を整備します。
- ・高齢化や国際化に対応し、バリアフリー、多言語対応を進めていきます。
- ・証明書の自動交付機のさらなる活用も考えていきます。
- ・狛江ICカード、市民カード、住基カードの統合（ワンカードサービス）も検討していきます。
- ・モバイル端末への対応も考えていきます。

項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
推進体制の確立	検討		
申請の拡大と簡略化	推進		
広報の強化	推進		
ユーザビリティ	推進		
インセンティブ	検討		

【 : 電子自治体に向けての推進】

調達手続の電子化の推進

(事務の現状)

市では現在、東京電子自治体共同運営協議会において共同開発した、電子調達サービスを整備し、インターネットを利用した資格審査申請・受付サービス(登録、変更等の申請書の作成・送付、受付票・審査結果の受け取り)、電子入札(指名通知、質問と回答閲覧、入札書提出、開札状況・結果確認といった入札に関する手続き)及び入札情報の閲覧(発注予定、入札(見積)経過、入札参加資格者、お知らせ情報などの検索)サービスが利用可能となっています。

また、平成 18 年 10 月 1 日から、予定価格が 1,000 万円以上の工事請負契約について、電子入札を導入しています。

(市の進め方)

調達手続の透明性、公平性の確保、競争性の向上、また事務の簡素・効率化、業者の負担軽減の観点から、今後、電子入札の利用拡大を図っていきます。

また、電子調達システムの運用にあたっては、文書システム等の内部の既存システムや外部の個人及び法人認証基盤などの関連システムと連携できるように総合的に検討していきます。

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
電子入札システム利用拡大	推進		
既存システムとの連携	連携		
P R 活動	推進		

# 専門用語解説

---

## 用語説明

### ASPとは

Application Service Provider の略で、各種の業務用ソフト等のアプリケーションソフトを、インターネットを通じてユーザーが利用できるようにするサービス提供者のこと。

ユーザーは Web ブラウザを使って、ASPの保有するサーバにインストールされたアプリケーションソフトを利用することができます。

また、LGWAN ASPでは、LGWANを使用してアプリケーションを利用することができます。

### GISとは

Geographical Information System の略で、デジタル化された地図データと、統計データや位置の持つ属性情報などの位置に関連したデータとを、統合的に扱う地理情報システムのこと。

地図データと他のデータを相互に関連づけたデータベースと、それらの情報の検索や解析、表示などを行うソフトウェアから構成されます。

データは地図上に表示されるので、データなどを視覚的に把握することができます。

道路や建物に関するデータとGPS(全地球測位システム)を組み合わせたカーナビゲーションシステムもGISの応用例の一つです。

### ICカードとは

ICはIntegrated Circuit の略で半導体集積回路のことで、ICカードは、プラスチックカードにICを埋め込んだ記憶媒体のこと。

従来の磁気カードよりも多くの情報を記憶することができ、さらにデータの暗号化によりセキュリティを確保することができます。

データを読み書きする方式の違いによって「接触式」と「非接触式」に分けられます。

接触式カードは、カード側に設置された接点(端子)を經由して端末がデータを取得します。

非接触式カードには、アンテナが内蔵されていて、微弱な電波を利用して端末と交信します。

非接触式カードはJR東日本の「Suica」やPASMO協議会の「PASMO」等に使われていることで有名です。

## LANとは

Local Area Network の略で、ビルや事業所などといった限定された場所において複数のコンピュータや周辺機器を接続して、ファイルやプリンタ等を共有するネットワークシステムの形態のこと。

## アウトソーシングとは

単純に民間への外部委託と混同されますが、あらかじめ契約によってサービスレベルを取り決めて、業務の開発・設計・運用などを、専門知識をもった外部業者に委託することをいいます。

## インターネットとは

ネットワークとネットワークを相互に接続することによって、世界中に広がっているネットワーク環境のこと。

DARPA（米国防総省高等研究計画局）が構築した軍事情報を管理する ARPANET が元々の始まりとされています。

その後はその技術を元に大学・研究所等の学術機関が相互接続されるようになり、さらに企業に接続されることにより商用のネットワークとして利用され、現在のインターネットになっています。

## ウイルスとは

コンピュータに侵入して、コンピュータの正常な動作を妨げるプログラムのこと。

感染した場合、システムに対する破壊活動や、他のコンピュータに対してメールの大量発信などを行うといった感染活動を行います。

特定の日時や動作を行うことによって症状があらわれたり、他のコンピュータに対して感染して症状を広げていく様子が、人間や動物に感染し発病する様子に似ていることからウイルスと呼ばれています。

## オンライン処理とバッチ処理とは

大型汎用コンピュータと端末とを通信回線で結び、リアルタイムでデータの処理を行う方法をオンライン処理と言い、一定の期間のデータをまとめて一括で処理する方法をバッチ処理と言います。

## クラッカーとは

ハッカーの中でも、悪意をもって他人のコンピュータのデータやプログラムを盗み見たり、改ざんや破壊などを行う者のことで、インターネットなどのネットワークを通じて外部から侵入します。

このような人々はハッカーと呼ばれることが多いのですが、本来のハッカーの意味はコンピュータ技術に精通した人々に対する尊称であり、悪い意味ではありませんでした。

このため、古くからインターネットに関わっている技術者などの間では、クラッカーとハッカーとは区別すべきであるとの主張もあります。

## システム監視サービスとは

システムの稼動状況を 24 時間、365 日に渡って、「集中監視センター」から監視し、万が一のトラブル発生時には速やかに、システム担当者に連絡するサービス。

その中で、セキュリティ監視サービスは、外部からのネットワークへの不正なログイン試行や、コンピュータウイルス等の侵入を監視します。

## スパイ型攻撃とは

従来、フィッシングを目的としたメールや、ウイルス等のマルウェアは、不特定多数に向けて作成されていましたが、近年、特定の企業や組織に向け、カスタマイズされたフィッシングメールや、マルウェアを使い、特定の相手を狙う攻撃が増えてきました。こうした攻撃を「スパイ(銃)型攻撃」、あるいは「スパイフィッシング」などと呼んでいます。

## セキュリティポリシーとは

情報通信システムのセキュリティ対策上での基本的な考え方を定めた基準のこと。

セキュリティ対策として必要な項目を洗い出して、個々の項目について具体的にポリシーとして規定をします。

セキュリティポリシーを策定することによって、セキュリティに対する利用者の意識の向上と、利用者個人の裁量で、その扱いが判断されることが無いように意識の統一化を図ることができます。

## デジタルディバイドとは

IT社会の到来により、パソコンやインターネットなどの情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に待遇や貧富、機会の格差が生じる場合があります。これをデジタルディバイドと言います。

個人間の格差のほかに、先進国と途上国との国家間の格差を指す場合もあります。

## ノンストップ・ワンストップサービスとは

ノンストップサービスとは、行政で行っている様々なサービスを24時間365日休まずに(ノンストップ)提供すること。

また、ワンストップサービスとは、一つの窓口で申請すれば、自動的に複数の関連した行政手続が実施されるようにする(ワンストップ)サービスのこと。

ワンストップサービスの例として、住民票の住所変更の手続を行う際に、各行政機関の関連する手続すべての住所変更が自動的に行われるなどが考えられます。

## ファイアウォールとは

インターネットとLANの間に設置することにより、外部との境界を流れるデータを監視して、外部からの攻撃や不正アクセスから内部のネットワークを守る仕組みのことで、防火壁にちなんでファイアウォールと言われています。

## ポータルサイトとは

ポータル(Portal)とは玄関口のことで、かつては「Yahoo! JAPAN」や「Google」等、検索をメインとしたサイトを指すことが多かったのですが、最近では特定のジャンルに特化した情報サービスを提供するサイトも、ポータルサイトと呼ぶことが多くなっています。

## マルウェアとは

近年、不正プログラムは多様化し、ウイルス、ワーム、トロイの木馬のように、一概に分類できないものも増えてきており、ウイルスをはじめとする悪意のあるプログラムのことを、マルウェアと呼んでいます。

登録番号（刊行物番号）

H19 - 3

## 狛江市情報化アクションプラン

（平成19年度～平成21年度）

平成19年4月発行

発行 狛江市

編集 狛江市総務部情報課

狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話 03(3430)1111

印刷 庁内印刷

頒布価格 70円